

こころ

神政連レポート「意」
No.224

- 01 **巻頭言** 石破政権への複雑な思い／黒神 直大
- 03 **特集1** 自衛隊の憲法明記について／高田 克樹
- 07 **特集2** 選択的夫婦別姓は
家族の共同体意識壊し混乱と分断招く／八木 秀次
- 11 食料安全保障の確保を目指して
— 食料と農業危機へどう対処するか —／田尾 憲男
- 13 神政連国会議員懇談会総会・令和六年中央委員会を開催

石破政権への複雑な思い



神道政治連盟幹事長
黒神 直大

九月末の自民党総裁任期満了にあたり、総裁選に九名が立候補。高市早苗氏と石破茂氏が決選投票に進み、僅か二十一票差で石破氏の逆転勝利となりました。これまで党内野党とさえ言われてきた石破氏が票が流れたことへの驚きと、自民党の軸が大きすぎてしまったような違和感を残す結果となりました。その後石破氏は、党役員と新内閣の人事で党内不和を招き、総裁選では国民に信を問う判断材料を示すべきと語りながらも、総理就任前にして衆議院早期解散を発表したことで、その変節ぶりに野党から一斉攻撃を浴び、多難な船出となりました。

◆ ◆ ◆
らで、自民党の改革が政治資金問題のみならず、保守政党としてのあるべき姿に向かう必要があると感じます。

◆ ◆ ◆
保守とは何か、という問いには様々な答えがあると思われませんが、以前安倍元総理が「保守を一言でいえば何か」という問いに、「保守とは謙虚である」と答えられたと聞きました。国民に対する謙虚さ、歴史や伝統に対する謙虚さ、現実に対する謙虚さ、未来に対する謙虚さ。政治家が驕ることなく謙虚さを大切にする 것도、国民の政治に対する信頼を回復する一助のように思えます。

◆ ◆ ◆
当連盟は、かつて自民党が下野した時代も含め一貫して自民党を支持してまいりました。よって誰が総理になるかが、良くも悪くも我々の運動にどれだけ大きな影響を与えるかも経験してきました。また、幅広い議員を抱える自民党が保守政党であり続けるように、政策を提案し支援する国民運動にも取り組んできました。これも、当連盟が掲げる

「日本らしさを大切に守り伝える」ための選択であります。

石破首相は、先の所信表明で「日本を守る」と明言されましたが、安定的皇位継承と憲法改正については、終盤に少し触れただけで熱意が伝わるものはありませんでした。しかし、両課題は将に日本を守るために重要な政策であり、岸田政権で果たされなかつた宿題であります。ほぼ議論が尽くされてきた両課題への道筋を確実につけてほしいと願います。

この度の選挙は自民党にとって大変厳しく、改憲勢力三分の二以上を確保できませんでしたが、来年夏の参議院選挙では、憲法改正の道が途絶えないよう、当連盟推薦議員には当選していただく必要があります。我々は今後も同志議員と手を携えて、当連盟の事業を前進させるべく、国会での実践活動と国民運動に尽力して参りますので、変わらぬご支援をお願いいたします。

(令和六年十月二十八日識)

自衛隊の憲法明記について

元陸上総隊司令官 高田 克樹

1 はじめに

九月二日付け毎日新聞によると、自民党は、憲法改正実現本部の会合を開き、憲法九条への自衛隊明記などに関する論点整理をまとめた。「自衛隊の保持」を盛り込んだ二〇一八年案を踏襲しつつ、文民統制の規定を追加することも「選択肢の二つ」とした。文民統制の明記は公明党の主張に配慮したとみられ、憲法七十二条、七十三条の内閣や首相の職務権限の条文に付記する案を検討していると報じた。

憲法への自衛隊明記に関し様々な論調がある中、文民統制の規定を追加するとの観点で憲法七十二条等にこれを付記することの意義や狙いは何なのか？本稿では、そもそも軍隊とは如何なるものか、世界各国の軍隊保有国が憲法で軍隊をどのように位置付けているのかを概観し、日本国憲法に自衛隊を明記する

場合の適切な条文箇所について一案を提示したい。

2 軍隊とは

軍隊の定義については、一般的に、国際法上、武力紛争に際して武力を行使することを任務とする国家の組織（内閣衆質一八九第一六八号答弁資料）とされているが、その任務や位置付け並びに指揮監督権等を整理すると概ね下記の通りである。

| 軍隊とは | |
|---------|--|
| 任 務 | 国家の防衛(非常事態の際には国内の治安維持にも使用) |
| 位 置 付 け | 行政府の外部にある自律的なプロ集団(警察は行政機関) 行政府による「ポリティカル・コントロール(政治統制)」の必要性 |
| 指 揮 監 督 | 最高指揮官(国家元首OR首相)、平時は国防大臣 |
| 活 動 地 域 | 領域の内外、原則として地域的制限はない。(警察は、原則として自国の主権の及ぶ範囲) |
| 実力の行使 | 武力の行使、武器の使用(警察は武器の使用) |
| 権限の単位 | 部隊、組織単位(警察は個人) |

○行政府の外部にあるため、軍隊の行動を律するROE(交戦規定)、軍人の服務規程を律する軍法並びに軍事法廷が存在
 ○更に、軍人の身分は、国家公務員法にとらわれない「軍人法」が存在

前記の最大のポイントは軍隊が「行政府の外部にある」という位置付けにある。もちろん、各国国防省のように行政機関に内包された形でその編成や予算を所掌する部署が存在するが、実力組織としての軍隊(部隊)は行政府の外側にあり、その行動は国際法やROE(交戦規定)で律せられるのが通常である。また、軍人は公務員と性格を異にし、その処遇や服務規定は軍人法で律せられる。例えば、通常の軍隊であれば、敵前逃亡は軍法により「死刑」となるが、自衛隊においては「懲役七年以下」である。軍人には通常の公務員以上に厳しい規律が求められることから、その量刑も軍事法廷で採決されるのが通常である。

厳しい規律が求められる軍隊・軍人にはそれに相応しい処遇も与えられており、それらは諸外国においては軍人法で規定されており、例えば除隊後の「恩給」や引き続き軍属として軍隊に所属できる等、多種多様な処遇が用意されているのが通常である。

一方、自衛隊・自衛官は憲法上に明確な規定がないため「日本国憲法第五章内閣」即ち行政権の一部で

あると解され、国家公務員特別職の自衛官といえども「国家公務員法」の外側に位置付けられることはない。一方、憲法第六章司法第七十六条に明記されている裁判官は、七十八条において「裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。」と規定されており、特別な身分が保証されている。

3 各国の憲法での軍隊の位置付け

諸外国における憲法上の軍隊の位置付けについては、様々であるが、一樣に行政府の外側に位置付けていることが明らかである。韓国は、「立法」「行政」「司法」の三権のどの章にも軍隊の記述はない。韓国憲法で軍隊の記述があるのは第一章総綱第五条の二で国軍を規定し、第四章政府第一節大統領第七十四条において国軍を統帥すると規定している。第四章二節で行政府の記述があることから第一章で規定された国軍は大統領を最高指揮官とした行政府の外側にありと解される。

米国は、合衆国憲法第二章二条一項において大統領は、「陸海軍及び合衆国の軍務のために招集された

民兵の最高司令官」であるとされ、軍隊を憲法に明記した上で、軍に対する指揮系統上の最上位に位置づけられている。軍を指揮する上での戦闘指揮権、作戦統制権、戦術統制権等所謂「指揮命令系統」は、大統領・国防長官から直接部隊に命じられるものであり、各軍種の参謀総長等が行う管理統制権とは明確に線画していることから国防総省陸・海・空軍省等行政権に包含される部署はあるものの、作戦部隊は行政権からは切り離された大統領を最高指揮官とする命令系統で行動するのである。その行動は国際法や自国の作戦に応じたROE(交戦規定)で律せられる。なお、両国とも軍人は国家公務員ではない。

国連加盟国一九三カ国と日本国政府が国家として承認している国一九四カ国の中で国家として「軍隊」を保有している国々は一七一カ国である。軍隊を持たない国々は、日本、バチカン、コスタリカ、パナマのような歴史的な経緯のある国、アイスランド、グレナダ、セントルシアのような集団安全保障体制に依拠している国、マーシャル諸島、クック諸島、モナコ等特定の国に

は議会の関与なく最高指揮官が対応できる緊急事態条項を定めている。いずれの国々も国家の緊急事態に対する意識は極めて高いと考えられる。

4 おわりに

軍隊の定義、各国憲法での軍隊の位置付け等から、軍隊がその性質上、国家の三権(立法、行政、司法)の一部外側に位置付けていることが見て取れる。これは、軍隊並びに軍人が「自らの命を賭して任務にあたる集団であり個人である。」との証左であり、このため軍隊には軍法やROE(交戦規定)、軍人には軍人法が規定され、厳格な規律と厚い処遇が保証されている。

一方で、自衛隊は、そのあらゆる行動が自衛隊法や特措法等のポジリスト(やって良いことが列挙されているリスト)で規定されており列国軍隊のネガリスト(軍隊としてやってはいけないことを列挙したリスト)とは真逆の規定である。これは、自衛隊が政府の一機関であることに起因するものと考えられる。更に、「事に臨んでは危険を顧みず身をもって職務の完

| | |
|----------------|--|
| 軍隊保有国 | 171/194カ国 日本国政府が国家として承認している国+北朝鮮 |
| 軍隊を憲法で規定 | 170/171カ国 中米のセントクリストファー・ネービスのみ 国防法において規定 |
| 最高指揮官に関する規定 | 163/170カ国 中米の島嶼国、マルタ、パプアニューギニア |
| 軍隊の行動に対する議会の関与 | 88/170カ国 85/88カ国 緊急時には議会の関与なく最高指揮官が 対応できる緊急事態条項が規定 |

海幹校戦略研究11巻第1号より 抜粋

防衛を依存する国等二三カ国である。
軍隊を保有している一七一カ国の内、憲法で軍隊を規定している国は一七〇カ国にのぼり、中米のセントクリストファー・ネービスのみ国防法で軍隊を規定している。

内、最高指揮官に関する規定があるのは一六三カ国であり、前項で記述したように各国それぞれの事情や経緯はあるものの、各国軍隊が政府の外側に位置付けられていることが推察される。

軍隊の行動に対する議会の関与については、軍隊を憲法に規定している一七〇カ国中八八カ国が議会の関与を必要としているが、この内八五カ国は緊急時に

遂に努め、国民の負託にこたえる」と宣誓して入隊した自衛官(警察・消防等には当該規定なし)であるが、その処遇は国家公務員と同等であり、諸外国軍人の例えば死刑を含む厳しい罰則規定や除隊直後から受給できる恩給制度等はない。現在、日本国憲法に自衛隊を明記し、緊急事態条項を設けるとの方向で議論がなされているようであるが、冒頭記述した報道にもあるように憲法第五章内閣第七十二条、七十三条に自衛隊を明記しようとする動きもある。この改正は、縷々記述してきたように自衛隊を憲法上の第五章内閣、即ち政府に閉じ込めることに他ならないことから、自衛隊、自衛官にとっては改悪とも言える改憲である。最低限憲法第四章国会の規定の前、第二章戦争の放棄第九条か第三章国民の権利及び義務に自衛隊を明記して三権の外側に位置付けなければ改正の効果は期待できるとは言い難い。

自衛隊を憲法に明記するのであれば、その条文箇所の位置付けや効果を十分に見極めることが重要なのである。

選択的夫婦別姓は 家族の共同体意識壊し混乱と分断招く

麗澤大学教授 八木秀次

自民党の総裁選で俄かに選択的夫婦別姓制が目された。衆院総選挙でも争点の一つとなった。六月には経団連が導入を求める提言を政府に提出した。

◆ ◆ ◆
 現行の制度は、結婚すると夫婦のどちらかの姓(法律上は氏)を選んで共通の姓とし、子が生まれるとも同じ姓を名乗るとするものだ。どちらの姓でもよいが、大半の夫婦は夫の姓を選択し、妻が元の姓を変え、選択的夫婦別姓制とは、希望者は、夫婦双方が結婚前の姓を名乗り続けられるようにするというものだ。

◆ ◆ ◆
 選択的夫婦別姓制の導入を求める理由としては大きく①結婚により夫婦の一方が姓を変更するのは様々な手続きが必要で仕事上の連続性もなくなる。

②結婚により一方の家名がなくなり、存続できなく

の子(孫)を養子にして家名を継がせばよく、何より超少子化の中、孫が複数生まれなければ家名の存続は不可能だ。別姓にしても一時しのぎに過ぎない。

③は①の主張に便乗してかつては強く主張されていた。現在の民法や戸籍の編製原理である「近代的小家族」(核家族)の中に戦前の「家」制度の残滓があると、それらを拘束システムと捉えて、そこから解放された独立した「個人」として存在主張を図りたいという考えが氏名の次元に現れたものだった。「家族解散式」をすると放言する論者までいた。「家族の廃止!」(『共産党宣言』)を唱えるマルクス主義とも共鳴し、ロシア革命直後に夫婦別姓が実施されたことが称揚されていた。

◆ ◆ ◆
 現在では、このような「家族の解体」を志向する主張は陰に隠され、結婚による改姓で個人のアイデンティティーを喪失した気持ちになるということが専ら主張されている。

◆ ◆ ◆
 日本には明治時代の前には庶民に姓はなかった。明

なる。③姓を変えることで自分が失われ、否定されたような気がする。の三つが主張されてきた。

◆ ◆ ◆
 当初は主に①が強く主張されていた。結婚前に一定のキャリアのある女性が職業上、旧姓を使いたいとして裁判にもなった(国立図書館情報大学事件訴訟、平成十年に東京高裁で和解)。経団連の提言も同じだが、そもそもは職場の慣行や労働法制などの見直しの問題だ。

◆ ◆ ◆
 現在では職場での旧姓使用は一般化し、住民票に旧姓を併記し「戸籍謄本には身分事項に配偶者の旧姓が記載されており、その中から一つを選んで戸籍名の下に旧姓を併記する」、それを根拠に印鑑登録証、明書、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートでも旧姓の併記が可能となった。

②は子が娘一人しかない場合に主張されるが、娘治になって慌てて姓を付けたが、当初は武家の慣行に倣って妻は生家の姓を名乗るとされ、婚家の姓を称することができなかった。地方から不満の声が上がり、明治三十一年制定の民法で妻も「家」の姓を称するとされ、夫婦同姓となった。

◆ ◆ ◆
 昭和二十二年、敗戦後の改革で明治民法の「家」が廃止され、新たに夫婦とその間の未婚の子を家族の構成単位とした。その結果、姓は「家」の名称から夫婦とその間の未婚の子による「家族の呼称」となった。これが現行の制度だ。

◆ ◆ ◆
 戸籍も同様に「市町村の区域内に本籍を定める」の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに「編製する(戸籍法六条)とされた。結婚すると、親の戸籍から除籍され、夫婦で新しい戸籍をつくる。子が生まれる(養子も同様)と夫婦の戸籍に記載され、同じ戸籍に記載されている者が同じ姓(氏)を称することになる。「二戸籍一氏」制だ。共通の姓は家族としての共同体意識の基盤ともなった。

◆ ◆ ◆
 夫婦別姓になると一つの戸籍に二つの姓が存在する

ことになり、「二戸籍二氏」となる。子は両親のうちのどちらかとは異なる姓を名乗ることになる。そうなれば、「家族の呼称」としての共通の姓(ファミリー・ネーム)を持たない家族が誕生する。これは氏名の法的性格が変わることを意味する。

現在、氏名は「家族名+個人名」だが、ファミリー・ネームを持たない家族では、氏名は純粹な「個人名」となる。これは同姓の家族にも波及する。氏名が純粹な「個人名」になれば、同姓家族の氏名も、個人名の一部が重なっているだけになる。

夫婦別姓の導入とは、全国民からファミリー・ネームを奪うことを意味する。家族は「個人」に分解され、家族としての共同体意識も希薄化する。

これはやがて戸籍制度の廃止にも発展する。そもそも夫婦別姓は戸籍制度を廃止し、個人登録にする主張と一体だった。

実際問題としても別姓が導入されれば、夫婦の間に生まれた子の姓をどうするのかの問題が生じる。父母のどちらの姓を名乗るのか、複数生まれた場合

も生じる。一定期間(例えば一年間)の経過措置を設けても、妻や夫が別姓を希望し、同時に子の姓をどうするのかの問題が各家庭で生ずる。祖父母の代が別姓を希望すれば、孫は最大四つの姓からの選択を強いられる。



経団連は旧姓の通称使用では限界があるとして選択的夫婦別姓制の導入を求め、提言に具体的なトラブルの事例を挙げている。が、事実誤認が多く、導入の立法事実としては不十分だ。

「多くの金融機関では、ビジネスネームで口座をつくることや、クレジットカードを作ることができない」とするが、旧姓名義であれば、既に銀行の約七割、信用金庫の約六割で口座開設が可能だ。マイナンバーカードは旧姓の併記が可能で、本人確認も容易になっている。何よりすべての金融機関で旧姓が使えるよう経団連が働き掛けてはどうか。

「役員就任時の法人登記の際、旧姓の併記は可能であるが、旧姓を証明するために戸籍抄本が必要で

は共通かバラバラか。そこに双方の祖父母の利害も関わる。平成八年の法務省案のように子は共通の姓にするにしても、一方の親と異なる姓を強えられる。「強制的親子別姓」だ。精神面への影響など子の福祉の問題も指摘されている。



夫婦別姓を導入した国では、親子別姓によって新たな問題を生じさせてもいる。『夫婦別姓―家族と多様性の各国事情』(ちくま新書)によれば、ドイツでは飛行機に乗る場合、パスポートだけでは姓が異なるので親子と証明できないため、親子を証明する子の出生証明書や住民票の携帯が必要になっているという。フランスでも親子証明の書類がなければ、子の連れ去りや誘拐を疑われるという。結婚に伴う改姓の煩雑さの忌避が新たな煩雑さを生んでいる。

子の姓が決まらなかった場合の決定の仕組みはどうするか。家庭裁判所が決めるにしても基準が明確ではない。

現在、同姓の夫婦は別姓に変更できるのかの問題

ある」とするが、戸籍抄本ではなく、住民票で十分であり、住民票は旧姓併記が可能だ。「通称では不動産登記ができない」ともするが、今年四月から旧姓併記が可能になっている。

「研究者は、論文や特許取得時に戸籍上の氏名が必須であり、キャリアの分断や不利益が生じる」とするが、論文を旧姓で書いている研究者は普通にたくさんいる。特許取得は令和三年に旧姓併記が可能になっている。

「空港では、パスポートのICチップのデータを読み込むが、そこに旧姓は併記されていない。よって、出国時にトラブルになる」とするが、ICチップのデータに旧姓を入れればよいだけの話だ。

現行の夫婦同姓・親子同姓の意義を認め、ファミリー・ネームを維持しながら、不便や不都合は旧姓の通称使用の拡充で緩和する。これが最も現実的な解決策ではないか。世論調査でも七割以上の人たちが支持する考えでもある。不要な混乱と分断を招いてはならない。

食料安全保障の確保を目指して

―食料と農業危機へどう対処するか―

神道政治連盟政策委員長 田尾 憲男

「令和の米騒動」とマスコミが報じた今夏の米不足問題。八月八日に宮崎県で起きた地震に端を発し、南海トラフ巨大地震の注意報が出され、続いて台風十号が襲来し、多くの人々が米の買いだめに走った。また昨年の猛暑による不作と今年三千万人を超えると想定されるコロナ後の訪日観光客の急増などもその要因とみられている。一時は大都市のスーパーや小売店の棚から米が消え、政府備蓄米の放出を求める声も上った。しかし当時の坂本哲志農水大臣は「米の需給や価格に影響を与える恐れがあるため慎重に考えるべきだ」として、米の流通を市場に任せる方針を変えず、取り崩しに応じなかった。幸い、九月に入り、新米が市場に出回るようになって品薄は解消に向かったが、価格の高騰はその後も続いている。高値が続けば、逆に消費者の米離れも心配されるところだ。異常な冷夏によって米不足に陥っ

た平成五年に起きた「平成の米騒動」の時は、約二百万トンをタイなどから緊急輸入してののだが、これが契機となって、政府は備蓄米制度を改めることになった。今回の危機は、自然災害に加え、米の需給と価格を市場に委ねる不安定さに警告を発するものとなった。

岸田内閣は今年五月に「食料安全保障」を新しく基本理念に据える「食料・農業・農村基本法」を改正し、その意義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう」と明確に示した。これに基き、政府は向う五年間にわたる具体的な方策を検討中だ。その基本計画で最も重視されなければならない点は、食料安全保障の根幹の「安定的供給」についてである。基本法

では、農業生産の増大を第一に、安定的な輸入と備蓄の確保によって行うとされている。では実情はどうか。

食料自給率は現在カロリーベースで三八%と先進国でも最低の水準である。政府は目標値を四五%としてきたがここ数年ほとんど増加していない。我々が食べている食料の六割強がリスクの多い外国からの輸入に依存しているのである。パンや麺となる小麦は八五%、大豆は九四%、肉類は九二%が輸入だ。米だけは九九%自給しているが、安全保障の見地からは、米も増産、小麦も大豆も生産の増大によって輸入量と輸入リスクを減らすことを目指すしかない。備蓄も心細い。日本の備蓄はわずか一・五か月分程度だ。しかし中国は、一四億人が一年半食べられるだけの穀物備蓄を進めている。世界の各地で戦乱と洪水や干ばつの自然災害が続く今日、食料は戦略物資とされ、中国は世界中から小麦や大豆などを買い漁っており、わが国の輸入の安定的確保も困難化する恐れが大きい。

五穀豊穰を祈る全国の神社は、基本法の精神にそって地域の住民一人一人が飢えることなく良質な食料を入手して健全な生活を営むことができるようこれからますます氏子の農業生産者や地元農協などと協力して知恵を出していかなければならない。年間一人当たり百二十キロから五十キロ程度に落ち込んだ米消費の回復を図ることも大事である。そのためには学校給食等での米飯食の奨励、パンや麺類等への小麦粉に代る米粉の利用促進などを奨励していかなければならない。

また、休耕田や畑を借用して子ども達に稲作や芋作りの体験の機会を与えることも大事である。そうした体験が将来の農業者の確保就業につながり、兼業や副業農家の創出につながっていく。わが国はこの六十年間でほぼ四国と同面積の農地を減らし、農家の約七〇%が六十五歳以上の高齢者で占め、毎年六万人以上離農していくという危機的状況にある。こうした危機の実情を広く周知するとともに、我々は、農業が神社の祭祀と深く結びつき、自然との調和や感謝の心を今日まで育んできたことを一層喚起する必要があるだろう。

神政連国会議員懇談会総会・令和六年中央委員会を開催

斯界の理念に賛同する国会議員で組織される神政連国会議員懇談会（以下、国議懇）は、六月十日、総会並びに神政連役員らとの合同懇談会を東京のホテルニューオータニにおいて開催しました。会場には、約一〇〇名の国議懇会員をはじめ、地方議連会員や神政連都道府県本部役員が集まりました。

司会を城内実国議懇事務局長が務め、総会冒頭、中曽根弘文国議懇会長と打田文博会長が挨拶しました。中曽根国議懇会長は、本年一月の令和六年能登半島地震に触れ、三月上旬に被災地を視察し、金沢市長や石川県知事宛にがれき処理において宗教法人が不当な扱いを受けぬよう要望書を提出したことこの報告と、国議懇会員による同地震の義捐金協力に謝意を表しました。結びには安定的な皇位継承と憲法改正をはじめとする国家の重要課題について

て、引き続き向き合っていくことを述べ、会員の更なる協力を求めました。

続く議事では、一年間の取り組みが報告された後、今後の活動方針が審議されました。伊勢の神宮では、本年四月に天皇陛下よりご聴許を受け、いよいよ第六十三回式年遷宮の準備が始まることを念頭に、神宮の参拝や全国神社に関する勉強会を開催すること、被災神社の復旧復興に資する活動、青年神職と交流を図っていくことなどが異議なく了承されました。総会終了後は同会場において、和やかに合同懇親会が開催されました。

国議懇は来年で結成五十五年を迎え、現在も衆参合わせて多くの国会議員が活躍しています。また二八の都府県で三二の地方議連が設立されており、各都道府県の神政連本部と連携し、活動を展開し

ています。

翌十一日には神社本庁大講堂において、中央委員会が開催されました。開会式では、来賓の小野貴嗣神社本庁常務理事の挨拶に続き、自民党の麻生太郎副総裁（当時）、ほか国会議員からそれぞれ祝辞をいただきました。

次に来年の第二十七回参議院議員通常選挙に向け、神政連の選挙対策委員会並びに役員会の議を経て、有村治子議員を比例代表区の推薦候補として決定したことを報告し、打田会長より有村議員へ推薦状が交付されました。

続く議事では、令和四年度事業報告、令和四年度一般会計歳入歳出決算、同特別会計収支計算書が承認されたほか、令和六年度活動方針・事業計画案、同一一般会計歳入歳出予算が審議、可決されました。活動方針・事業計画案では、万世一系による皇位の安定的継承に関わる法整備と、自衛隊の明記およびあらゆる事態への迅速な対応を可能とする緊急事態条項の創設を含む憲法改正が喫緊の課題であ

り、実現に向けて国議懇を通じて各所に働きかけ、広く国民に啓発してゆくことを掲げました。加えて、令和六年能登半島地震による被災神社の祭祀と伝統文化や産業の維持存続に取り組み、継続した復旧復興の支援活動に努めることなども示しました。

◆ ◆ ◆
本連盟は今年十一月八日で結成五十五周年を迎え、また来年は終戦八十年を迎える節目となります。目下の重要課題に対し、各都道府県本部、国議懇、地方議連との一層の連携を図り、事業の推進に取り組んで参ります。



打田文博神政連会長より推薦状を受け取る
有村治子国議懇副幹事長

神道政治連盟は有村治子さんを推薦します

参議院議員・自民党 比例代表(全国区)選出

有村治子

ありむらはるこ

神政連は、自民党の第一次公認を得た有村治子さん(神政連国会議員懇談会副幹事長)を推薦することを機関決定しました。

活動をSNSで発信中



ご存知ですか？

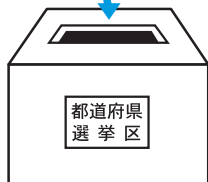
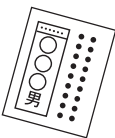
参議院 比例代表(全国区) 選挙の投票方法

全国すべての地域にお住まいの方に
候補者名を書いて頂ける選挙です

1枚目 都道府県 選挙区

候補者名を書いて投票

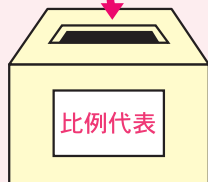
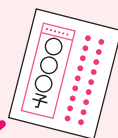
それぞれの
都道府県で



2枚目 比例代表も

候補者名[※]を

全国
どこでも



※政党名でも可



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号
電話 03(3379)8282 FAX 03(6629)8321